

平成 20 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社 フルキャストホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 漆 崎 博 之  
(コード番号 4848 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 取締役 CFO 常 葉 浩 之  
電 話 番 号 03-4530-4830

### 東京労働局への弁明書提出に関するお知らせ

弊社は、平成20年9月18日付で東京労働局より通知されておりました「弁明の機会の付与通知書」につきまして、昨日付で東京労働局に弁明書を提出いたしましたことを下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 平成 19 年 8 月 3 日に発令された労働者派遣事業停止命令につきましては、事業停止開始日より前に労働者派遣法に則って労働者派遣契約が締結され、且つ、停止開始日現在、既に開始されている労働者派遣については、派遣先に不利益を与える点および派遣労働者の保護に欠ける点から停止の取扱いを行わないというものであります。
2. 本件労働者派遣事業停止命令違反とは、事業停止開始日以前である同年 8 月 9 日以前に締結され継続している同一の労働者派遣契約について、労働者派遣契約書を本来一括して作成すべきところ、契約書作成の事務上で「同年 8 月 9 日以前の個別労働者派遣契約書」と事業停止開始日以降である「同年 8 月 10 日以降の個別労働者派遣契約書」とに分けて作成したものであり、かかる点につき違反の指摘を受けているものであります。
3. 形式上はともかく実態上としては労働者派遣事業停止命令違反には当たらないものと認識し、当局にもその旨何度もご説明申し上げて参りました。弁明書におきましてはかかる主張を改めてするとともに、かかる主張を裏付けるものと思われる疎明資料（派遣先事業主様からの事業停止開始日以前から継続した労働者派遣契約であった旨の確認書等）を添付して提出いたしました。
4. 本件につきましては、上記「1」の点につきすべての従業員に周知徹底させることができず、また、その確認作業において十分な対応を図ることができなかったことが原因で上記「2」の事実が生じたものであり、弊社におきましては改善しなければならない点、反省しなければならない点がありますことは重々認識しております。
5. しかしながら本件労働者派遣事業停止命令違反につきましては、意図したものではありません。実態としては労働者派遣停止命令に違反したものではありません。本件不利益処分がなされた場合、弊社および関連会社ならびにステークホルダーの皆様にも極めて甚大な影響がある点を比較衡量していただきたい旨上申いたしております。

※ 不利益処分の原因は、平成19年8月3日、東京労働局より労働者派遣法第14条第2項及び第49条第1項に基づく労働者派遣事業停止命令および労働者派遣事業改善命令を受けておりましたが、その事業停止期間である平成19年8月10日から同年9月9日（三宮支店、三宮北口支店及び元町支店においては、平成19年8月10日から同年19年10月9日）までの間に労働者派遣事業は停止を命じられていたにもかかわらず、全国121拠点、合計961件の新たな労働者派遣を行ったこと等によるものであります。

※ 不利益処分の内容は、労働者派遣事業停止命令1ヶ月および労働者派遣事業改善命令となっております。

お客様及び登録スタッフならびに株主の皆様をはじめとする関係者の方々に、多大なご迷惑及びご心配をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

以上